CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 MAY (Vol.49)

CONTENTS

新興国ニュース 第４９回シンガポール・フィリピン最新ビジネス情報 2
株式会社東京コンサルティングファーム 2
【年次財務報告書 LKTP の提出義務】＜インドネシア＞ 7
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ） 加藤 豪氏 7
タイの最新情報 9
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. 9
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 9
2021 年度予算・個人所得税＜マレーシア＞ 10
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director 加藤 芳之氏 （日本国公認会計士） 10
ベトナム概況 12
CaN International（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 12
マネージャー 久野 晃士氏 12
～With コロナ 中国子会社管理①現地法人の不正抑制手段として重要性の増す内部監査とは？ ～ 15
株式会社マイツ 15
国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷純子氏 15

株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1－15－20
TEL:086－234－6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

新興国ニュース
第４９回シンガポール・フィリピン最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はシンガポールとフィリピンの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

【シンガポール】
「2021 年予算案、国民の保護手厚く、外国人は疎外へ」

シンガポール財務省(Ministry of Finance)は 2 月 16 日、2021 年の予算案を発表しました。

コロナ対策の影響が続く中、国民に対する経済的援助が延長、増強された内容ですが、ビジネスに関しては、比較的変更点の少ない予算案となりました。

GST について

特筆すべき点としては、これまで SGD400 以下の価格の少額製品持ち込みには免除されていた GST が、2023 年 1 月から全ての製品の輸入に課せられるようになること、海外企業からシンガポール国内の個人に提供される、教育、カウンセリング、フィットネス、遠隔治療等の各種サービスにも、GST が課せられるようになります。

これらの GST は、販売者・提供者である外国企業から徴収することは技術的に困難であるため、リバースチャージの方式で徴収される可能性が高いと考えられます。

また、GST は 2022 年から 2025 年の間に、税率が現在の 7%から 9%に引き上げられることが決まっていますが、こちらについては 2021 年中には引き上げられないことが確認されました。

S-Pass の Quota が減少

一方、日本も含めた外国企業にとって大きな変更が、就労許可の面で加えられています。

一つは S-Pass の許容人数比率、Quota です。既にサービス業では Quota が 10%に削減された中級熟練技術者就労許可の S-Pass ですが、より深刻なのは、S-Pass で雇用する人材に依存する建設業、製造業、海運業などの業界です。

これらの業界では、元々外国人比率が高く、特殊技能を証明する必要のない Work Permit で働く外国人労働者が多いのですが、日本人はこの Work Permit の発行対象外であるため、学歴や職位の高いマネージャー層でない日本人をシンガポールに連れてくるためには、必然的に S-Pass の発行枠が重要な就労許可として機能していました。

今回、製造業の S-Pass の Quota が段階的に減らされることが発表されていますが、具体的には現行の 20%から、2022 年 1 月から 18%へ、2023 年 1 月からは 15%へ、それぞれ切り下げられる予定となっています。

これらの変更は、それぞれ S-Pass を保有している外国人労働者が、その S-Pass を更新しようとするときに足切り条件となり、内国人(シンガポール国民および永住権保持者)を雇用しなければ、更新時に許可が下りない仕組みになっています。

なお、同じように、建設業、海運業での S-Pass の Quota は、現行の 18%から、2023 年 1 月から 15%に引き下げられることが、2020 年の予算案で発表されていました。

DP 保持者への LOC が廃止へ

更に、深刻なのが LOC(Letter of Consent)の廃止です。

こちらは 3 月 3 日に発表された決定ですが、これまで長期滞在許可(Long-Term Visit Pass)保持者に加え、配偶者滞在許可(Dependant Pass：DP)保持者に対して、就労する際に企業側に発行が必要な許可書として位置づけられていた LOC ですが、こちらが DP 保持者については廃止されることになりました。

具体的には、DP 保持者は正規の就労許可である EP や S-Pass を発行されてシンガポールで働く外国人の配偶者ですが、その就労には月額給与に制限のない LOC の発行で十分でした。

パートタイムや不定期の労働力として多種多様な働き方を実現していた駐在員の配偶者は、今回の変更により、現在の LOC が失効し次第、正式に月給を申告して正式なフルタイム従業員として雇用される必要が出てきました。

現実には、育児や家事の関係で、パートタイムの形でしか働けない DP 保持者も多く、もし条件の厳しくなった EP を発行されなければ、働くことが許されない、ということになれば、多くの企業で DP 保持者が仕事を継続できないことになります。

以上、国民の生活を守ろうという明確な意志が感じられる予算案ですが、それにより外国企業、外国人労働者が被る影響も少なくなく、これまで約 2 万人の日本人が暮らすと言われているシンガポールでも、徐々に日本人離れが進む可能性が出てきたと言えます。

【フィリピン】
「気を付けるべき会計・税務の基本」

今回のニュースレターでは、これまで弊社のお客様から頂戴したご質問のうち、税務調査や役所対応で指摘を受けやすい項目をいくつかトピックとしてまとめたので、現在、税務調査や税務署対応されている方だけでなく、今後同様の問題に直面する可能性のある方々も是非ともお読み頂ければと思います。

Contents

1．リース取引に係る会計処理

2．Top Withholding Agent 認定後の税務処理

3．クレジットカード払いに係る拡大源泉税

4．General Professional Partnership への支払いに係る源泉税

1．リース会計に係る会計処理

フィリピンでは 2019 年度以降開始する会計年度より国際財務報告基準 IFRS16 (International Financial Reporting Standards)と同一のフィリピンの財務報告基準 PFRS16 (Philippine Financial Reporting Standards)が適用されることとなりました。これにより、今回のテーマであるリースに関する会計基準として、これまで国際会計基準 IAS17「リース」及びこれに関連する基

準が適用されてきましたが、2019年1月以降に開始する事業年度(3月末決算の場合は、2019年4月より適用開始)より、IAS17に代わって、IFRS16が適用されることになりました。

従来のリース会計基準では、リスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース(リース総額と資産の購入価格がほぼ同額のリース等)をファイナンスリース取引、それ以外のリースをオペレーティングリース取引に区別していました。

ファイナンスリース取引は経済的実体が借入を行ったうえで資産を購入する取引、オペレーティングリース取引は賃貸借取引としてそれぞれ認識され、以下の会計処理を行うことが求められていました。

【ファイナンスリース取引】

・割引計算によるリース資産及びリース負債の計上

・リース資産の減価償却

・複利計算による利息の計上

【オペレーティングリース取引】

・リース期間にわたって定額のリース料の計上

2018年度までは上記取引を区別して財務諸表上に計上する必要がありましたが、2019年度より適用されるIFRS16では、リース取引を「対象となる資産(原資産)の使用権が、一定の期間に渡り、対価と交換に移転される契約(または契約の一部)」と定義され、具体的には、以下の二つの条件を満たすものが該当します。

①原資産が特定されている

②借手が当該資産を使用する期間にわたって、「当該資産の使用から生じる経済的便益の実質的に全てを享受する権利」及び「当該資産の使用を指図する権利」を要する

上記定義の下では、従来のリース会計の対象は純然たるリース契約のみが対象でしたが、IFRS16ではいわゆる事務所や工場などの賃貸借契約もリース基準の対象に含められることになりました。

したがって、2019年度開始の会計年度以降、ファイナンスリース取引とオペレーティングリース取引の会計処理には、IFRS16が適用されることにより、全てのリース取引に対して、リース資産の計上は行わず、使用権資産/リース負債としての認識及び会計処理を求められることになりました。

新たなリース会計基準が適用されることにより、これまでオペレーティングリース取引として賃貸借取引に準じて会計処理を行っていたところを、今後は資産及び負債を計上する必要があるため総資産が膨らみ、他業種や他社との比較になる経営指標であるROA(Rate of Return on Assets：総資産利益率)に影響を及ぼすこととなります。

①短期リース
(リース期間が12カ月以内のリース)

②少額資産
(新品価格が概ねUSD5,000以下が目安)

２．Top Withholding Agent 認定後の税務処理

フィリピンの税務署 BIR が効率的に税金を徴収するプログラムの一環として、Taxpayer Account Management Program(通称 TAMP)があり、この TAMP のリストに加えられる Top Withholding Agent とは、TAMP のリストに加えられる高額納税者となっていますが、その高額納税者とは、内国歳入庁長官(CIR)が、以下に定める基準のいずれか、または組み合わせを満たしている納税者と分類され、BIR より正式に通知された納税者のことを指しています。

・付加価値税-四半期ごとに少なくとも 10 万ペソの net VAT が支払われているか、または支払い可能な納税者

・物品税-年間物品税が少なくとも 100 万ペソが支払われているか、または少なくとも支払い可能な納税者

・所得税-年間所得税が少なくとも 100 万ペソが支払われているか、または支払われる納税者

・源泉徴収税-すべての種類の源泉徴収税(拡大源泉税や最終源泉税など)の年間源泉徴収を行う納税者で、少なくとも 100 万ペソである納税者

・パーセンテージ・タックス-四半期における支払いが少なくとも 10 万ペソである納税者

・ドキュメンタリー・スタンプ・タックス-年間の支払いが少なくとも 100 万ペソである納税者

この他にも、下記の条件のいずれかを満たしている場合でも、Top Withholding Agent として認定される場合があります。

1．大企業の子会社、関連会社および団体、高額納税者の企業グループ

2．高額納税者が関与する合併/統合の場合に存続する企業

3．高額納税者の分社化の場合に事業を吸収する企業

4．少なくとも 3 億ペソの資本金を有する証券取引委員会(SEC)に登録された企業

5．少なくとも 3 億ペソの授権資本金を有する多国籍企業(MNEs)

6．上場企業

7．ユニバーサル、商業および外国銀行

8．銀行、保険、通信、公益事業、石油、たばこ、アルコールの各産業に属する少なくとも 1 億ペソの資本金を有する企業

9．金属鉱物の生産に従事する企業

この Top Withholding Agent に加えられると、下記の新たなルールを遵守する必要があり、更に、一度こちらのリスト(TAMP)に加えられると、このリストから除名されることはありません。

・商品の購入価格につき 1%の拡大源泉税(EWT)が発生

・サービスの購入価格につき 2%の拡大源泉税(EWT)が発生

３．クレジットカード払いに係る拡大源泉税

クレジットカードによる支払いを行う際に気を付けなければならないのは、源泉税の取り扱いです。フィリピンでは源泉税を申告・納付を行わなければ損金算入が出来ません。そのため、税務当局はこの盲点を突いて税務調査に入ってくるのです。

一般的に源泉税の徴収は買主(支払者)の義務です。そのため、支払う方法がクレジットカードに代わっても買主が徴収する義務があると解釈できます。ところが、税務当局のレギュレーション(BIR Ruling No.456-2011)では固定の仕入先などへのクレジットカード払いの場合には、源泉税の徴収義務はクレジットカード会社にあると規定しています。

※ただし、クレジットでの分割払いに対する源泉税(2%)は、クレジットカード所有者が申告・納付を行わなければいけません。下記 BIR 質問集の 20 番目が対象の項目となります。

(https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/old_files/pdf/14572rmc04_72.pdf)

４．General Professional Partnership への支払いに係る源泉税

サービスの購入に際して一般的には拡大源泉税(源泉税率 2%)の申告納付が必要になります。しかし、サービス提供者のうち General Professional Partnership に該当する場合、当該拡大源泉税の課税対象外になります。

当該内容は内国歳入庁(BIR)Section 2.57.5 of RRNo.2-1998 で公開されましたが、1998 年の規定のため現在の BIR ホームページ上(https://www.bir.gov.ph/index.php/archive/1998-revenue-regulations.html)では確認ができませんが、General Professional Partnership の定義は次の通りです。

***
“General professional partnerships” are partnerships formed by persons for the sole purpose of exercising their common profession, no part of the income of which is derived from engaging in any trade or business.
***

また、税務調査時に当該申告納付の有無を税務担当官から指摘されることがありますが、税務調査官自身も知識が乏しいため、もしくは、企業側が知らないだろうという前提で追徴課税の対象として指摘してくるケースも多くありますので留意が必要です。

以　上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL　http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【年次財務報告書 LKTP の提出義務】＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
加藤 豪氏

商業省（Ministry of Commerce）が、20 年 3 月 19 日に年次財務報告書（LKTP）の提出義務に関する大臣令を施行しました。これは、もともと 1998 年からあった法律で、歴史は古いのですが、提出方法が定まっておらず、長らく有名無実化していました。今回の大臣令の施行とともに、提出用のシステムが出来ています。いままで年次財務諸表は税務署にのみ提出をしていたかと思いますが、今後は商務省にも別途提出が必要となります。

20 年はシステムが安定せず、やむを得ず提出できなかった企業も多いと思いますが、システムが安定した今年からは、より厳しく運用される可能性がありますので、留意が必要です。

【提出義務対象者】

LKTP の提出義務者は以下の通りです。

1. 以下のいずれかの要件を満たす企業
   a. 公開会社
   b. 公的資金配分に関連する企業（金融機関、保険会社等）
   c. 証券会社
   d. IDR 250 億以上の資産を所有する企業
   e. 銀行により年次財務報告書の監査を義務付けられている債務者

2. インドネシア国内に所在し事業を営む外国企業（支店、子会社、代理店及び契約の当事者となることができる代表事務所を含む）

3. 国有株式会社、公社 及び地域会社

このうち、2. の外国企業に、外資企業は含まれていますので、外資企業はすべて提出義務があることになります。

【免除規定】

以下の当局に財務諸表を提出済みの企業は、商務省への提出を免除されます。

1. その他の規制当局
2. 金融庁など
3. 国営企業大
4. 財務大臣

公認会計士の規制当局である財務省が出している別の法令によって、財務省が各公認会計士に対し、クライアントの監査済み財務諸表の提出を求めているようです。監査を担当した公認会計士を通じて財務省に財務諸表を提出した場合、この免除規定によって、商務省への提出は免除されると考えられます。

会計監査が終わった後、監査人から財務省に財務諸表を提出していいか聞かれた企業があると思いますが、こうした事情によります。

ただし、財務省令の方は、外資企業のすべてが提出対象になっているわけではありませんので、財務省に提出していない場合は、別途商務省に提出する必要はあります。

【提出資料】

以下の公認会計士による監査済みの財務諸表をオンライン（PDF）で提出します。

a. 貸借対照表
b. 損益計算書
c. 株主資本等変動計算書
d. キャッシュ・フロー計算書
e. 借入・貸付に関する概要を示す財務諸表に関連する注記

【提出期限】

会計年度の終了から、6 カ月以内に提出しなければなりません。

【行政制裁】

今回の改正で、未提出もしくは内容の不備に関する以下の制裁が定められていますので、留意が必要です。

・書面による警告
・商務省管轄の事業許可の取消

なお、提出した企業の財務情報は公開文書としてみなされ、書面による要請により公開される場合がある、とされています。

改正前の商務省令でも、外資企業は公認会計士の会計監査を受ける必要がありました。そのため、商務省に提出することはなかったものの、ほとんどの外資企業は毎年監査を受けていると思います。その監査済みの財務諸表を、年次法人税申告書に添付して、税務署に申告するのがいままでの流れでした。今後は税務署に提出の後に、商務省にも提出が必要になります。法人税申告書の期日は決算から 4 カ月以内、商務省へは決算から 6 カ月以内となりますので、スケジュールには十分ご留意ください。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：
PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）
President ： 古賀　晶子
住所：
Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950
E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容:
各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイの最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説します。

今回は解雇手当およびその他の手当に関する民事事件の判決文をご紹介します。

日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

【民事事件】

雇用主が裁判官から被雇用者の再雇用を命じられた場合、被雇用者は解雇で得られた解雇手当およびその他の手当を雇用主に返還しなければならない。

【判決文の詳細】

原告が解雇した後に労働者保護法に基づいて支払った解雇手当やその他の手当は、原告による被告を含む被雇用者の解雇処分が 1975 年労働関係法第 121 条(1)に違反した不当な行為である。

労働関係委員会から被告を含む被雇用者の従来の職務への再雇用、並びに解雇日から再雇用日までの最終賃率で計算される賃金に相当する金額の損害金の支払いを命じられた事実が判明したため、原告が被告ら全員を解雇したことがないように見做される。

よって、被告ら全員はその金銭を受け取る権利がなく、原告はその返金を請求できる。

原告と全被告は同じ目的の債務債権に関わっており、原告が全被告に返金を催促したが、全被告はそれを怠ったため、原告は民商法第 341 条に基づいて、全被告が返金しなければならない金額を、原告が全被告に支払わなければならない損害金と相殺する権利を行使できる。

最高裁判例 第 2628-2637/2561 号

関連法 民商法典 第 341 条、1975 年労働関係法第 121 条(1)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

2021 年度予算・個人所得税
＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director　加藤 芳之氏
（日本国公認会計士）

＜ポイント＞
- 2021 年度予算の続き・個人所得税関連の改正
- 所得税率の引き下げ

N子：加藤さん、コロナはいったん落ち着いたと思ったら、またひどくなってきましたね。

加藤：そうですね。本当に早く終わってもらわないと、困りますね。入国時に、更なる厳格な措置を適用することも検討されているみたいで、本当に困ります。2 週間でも足りないという議論が出てるらしいですね。

N子：本当に困りますね。早く終わって欲しいです。

加藤：本当ですね。

N子：はい。さて、前回までは、新景気刺激策 PEMERKASA についてお話頂きましたが、今回から 2021 年度予算のお話に戻るんですね？

加藤：そうですね。ちょうど個人所得税に関する改正について、概要の説明に入ったところで終わっているはずですので、その続きをお話したいと思います。

N子：そうですね。概要として、税率の引き下げや、多岐にわたる控除項目の引き上げが行われ、実質的な減税効果があるというお話でした。では、具体的なお話をよろしくお願いします。

加藤：はい。まずは、個人所得税率の引き下げです。

N子：おっ、税率の引き下げがあったんですね？

加藤：はい。そうなんです！

N子：ほう。

加藤：とは言え、居住者に適用される累進税率が全体的に引き下げられるわけではなく、図でお示しした通り、特定の段階の税率が 1%だけ下げられるだけなんですよ（図 1）。

N子：なるほど。大した影響はなさそうですね？

加藤：そうですね。所得 RM50,001～70,000 の段階の所得について 14%から 13%に引き下げられますので、大半の日本人駐在員の方々は対象になると思いますが、減税効果が RM200 だけですからね。

N子：少ないですね。

加藤：はい。ちなみに、非居住者の場合は、累進税率の適用はなく、30%の一律税率が適用され、様々な控除も取れません。

N子：非居住者というのは、「税金が免除される人」を意味しないというのは、以前教えて頂きましたね。

加藤：よく覚えてますね。その通りです。

N子：ちなみに発行年度はいつからですか？

加藤：2021 年度の所得から適用になります。

N子：良く分かりました。有難うございました。

【図 1】

発効：2021 年度　個人所得税率の引き下げ

課税所得	税率	
	YA2020	YA2021
0 - 5,000	0%	0%
5,001 - 20,000	1%	1%
20,001 - 35,000	3%	3%
35,001 - 50,000	8%	8%
50,001 - 70,000	14%	13%
70,001 - 100,000	21%	21%
100,001 - 250,000	24%	24%
250,001 - 400,000	24.5%	24.5%
400,001 - 600,000	25%	25%
600,001 - 1,000,000	26%	26%
1,000,001 - 2,000,000	28%	28%
を超える　2,000,000	30%	30%

- *減税効果は RM200 だけ*
- 非居住者は累進ではなく定率 30%で所得税が課せられる

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤　芳之
【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）
【有資格者】6 名
【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD
N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia
Kato@kato.com.my
携帯：＋60-12-371-0369

ベトナム概況

CaN International
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
マネージャー　久野　晃士氏

【第３回　ベトナムの労働事情（雇用環境、労働契約、賃金水準、社会保障）】

1.　労働法の改正

2019 年 11 月 20 日に労働法「10/2012/QH13 号」（以下「旧法」という）を改正する法律「45/2019/QH14 号」（以下「改正法」という）が成立し、2021 年 1 月 1 日から施行されています。改正法は労働者保護に重きを置いており、旧法から大幅に改正されています。本章 3 で主な改正点の概要を説明しています。

2.　ベトナムの雇用環境

(1) 雇用状況

ベトナムの人口 9,555 万人のうち、就業人口は約 5,535 万人となっています（2018 年時点）。就業人口の対前年増加率は 2014 年～2018 年で年 1～3%程度と安定的に増加しています。

(2) 雇用方法

外資系企業においてもベトナム人労働者を自由に、直接採用することが出来ます。主な求人手段は、新聞広告、インターネット広告、人材紹介企業への依頼、大学・専門学校・職業訓練校等への依頼が挙げられます。

なお駐在員事務所においては、直ちにベトナム人労働者を直接募集することができず、まずは公共職業紹介機関を通じて求人活動を行う必要があります。

3.　労働契約等に関する改正点

(1) 労働契約の定義の拡大

改正法では、労働契約の定義が拡大され、労働者が労働契約以外の契約で使用者と合意したものの、その契約が実態として労働関係がある場合には、労働契約としてみなされることになりました。

(2) 電子的方法による労働契約の追加

改正法では、書面による労働契約のほか、電子的方式による労働契約が追加されています。

(3) 労働契約の種類

旧法では、労働契約は、主に①有期限労働契約、②無期限労働契約及び③季節的労働又は特定の業務に対する 12 か月未満の労働契約の主に 3 種類がありました。改正法では、このうち③季節的労働又は特定の業務に対する 12 か月未満の労働契約が撤廃されています。

(4) 労働契約期間の下限の撤廃

旧法では、有期労働契約については、季節的な業務または特定業務を除く一般的なものでは 12 か月以上という下限がありましたが、改正法ではこの下限が撤廃され、12 か月未満の労働契約が可能とされています。

(5) 就業規則の作成義務

旧法では、10 人以上の労働者を雇用する場合に就業規則の発行が求められていました。

これに対し、改正法では、労働者の人数に関係なく就業規則の作成が求められています。当局への就業規則の登録は 10 人以上の場合に必要となることは変更ありません。

(6) 使用者による労働契約の解除

改正法では、使用者が労働契約を一方的に解除出来るケースとして、労働者が正当な理由なく連続 5 営業日以上欠勤した場合や、労働者が労働契約の締結の際に事実と異なる情報を提供して労働雇用の影響を与えた場合などが追加されています。

4. 賃金水準

(1) 一般的な月額賃金水準（2020 年）

単位：米ドル	ダナン	ハノイ	ホーチミン
製造業			
ワーカー	214	241	266
エンジニア	371	471	508
中間管理職	609	1,025	1,064
非製造業			
スタッフ	380	595	647
マネージャー	782	1,249	1,412

(2) 労働時間および残業時間にかかる規制

a) 労働時間

1 日 8 時間、1 週 48 時間を超えないものとしています。ただし、1 週あたりの勤務時間を設定した場合、1 週 48 時間を超えなければ、1 日の勤務時間は 10 時間まで許容されます。

b) 残業時間

旧法では、1 か月間の残業時間を 30 時間、また年間では 200 時間の上限を原則とし、政府が規定する特別な場合のみ年間 300 時間を上限とすることが認められていました。

改正法では、1 か月間の残業時間の上限を 40 時間とし、また年間 300 時間を上限とするケースが旧法と比較して拡大されました。

(3) 最低賃金（月額）：2021 年 1 月以降の規定

2018 年 12 月 13 日に 2019 年の最低賃金に関する政令が公表され、それ以降、毎年 1 月 1 日付で最低賃金を改定しています。2021 年は同日付の改定を実施せず、2020 年の最低賃金を継続しています。

ベトナムにおける最低賃金(2021 年 1 月以降)

地域	月額最低賃金
第Ⅰ地域（ハノイ、ホーチミンなど）における企業	442 万 VND（約 19,890 円）
第Ⅱ地域（ダナンなど）における企業	392 万 VND（約 17,640 円）
第Ⅲ地域（上記以外の地域）における企業	343 万 VND（約 15,435 円）
第Ⅳ地域（未整備な地域で第Ⅲ地域以下の最低賃金を適用できる地域）における企業	307 万 VND（約 13,815 円）

（円貨は 1VND=0.0045 円で換算）

(4) 賃金の支払

a) 賃金

労働契約に記載される賃金及び労働者に支払われる賃金はベトナムドンとされますが、改正法では、労働者が外国人である場合においては、外貨によることも可能とされています。また、賃金を支払う際、使用者は労働者に対して、基本給、時間外労働の賃金、控除項目等が記載された支払明細書を通知する必要があります。

b) 賃金の支払形式

改正法では、賃金が労働者の個人口座へ支払われる場合、口座の開設と振込に関する各種手数料については、使用者が負担することとされています。

5. 社会保障

(1) 強制保険

社会保険法に基づき、ベトナム人は無期限労働契約及び 3 ヶ月以上の期限付労働契約を締結する場合、強制保険に加入することが義務付けられています。

また、外国人労働者については、労働許可書等を取得し、無期限労働契約又は有期限労働契約（1 年以上）の労働契約を締結している場合、社会保険及び健康保険への加入が義務付けられますが、失業保険は加入対象外となります。

(2) 社会保険

社会保険の料率は従業員の給与の 25.5%相当額となっており、うち 17.5%（0.5%は労災保険料）は企業が負担し、残りの 8.0%は従業員が負担します。

(3) 健康保険

健康保険の料率は従業員の給与の 4.5%相当額となっており、うち 3.0%は企業が負担し、残りの 1.5%は従業員が負担します。

(4) 失業保険

失業保険の料率は従業員の給与の 2%相当額となっており、従業員と企業の双方が 1%ずつを負担することになっています。

(5) 労働組合

旧法では、労働者を代表する唯一の団体であるベトナム労働総同盟（ベトナム労働総連盟（VGCL））の下部組織としての事業所における労働組合を設置することが労働者に認められていました。

改正法では、労働組合とは別にベトナム労働総連盟から独立した労働組合組織が認められています。

CaN INTERNATIONAL

CaN International Group（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
URL：http://www.caninternational.co/
問合先: info@caninternational.co
【ベトナムオフィス】
所在地：31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC
TEL：+84 28-3910-7424
【東京オフィス】
所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階
TEL：03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。
現在、東京、 シンガポール、中国、香港、 タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、 クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

～Ｗｉｔｈコロナ　中国子会社管理①
現地法人の不正抑制手段として重要性の増す内部監査とは？ ～

株式会社マイツ
国際事業部　中国室室長　米国公認会計士　古谷純子氏

日本から中国への渡航が困難な中、日本本社の内部監査室に代わり、中国現地法人に対する内部監査を依頼・実施する事例が増えています。

コロナ禍以前より、海外子会社を含む子会社の不正が急増し、適切な子会社管理の必要性が高まっています。更に、現状、日本から駐在員や出張者の渡航ができず[i]、またリモート環境下での業務が増加する状況において、不正の機会や不正行為を誘発するインセンティブが増大し易い状況にあります。

一方で、日本本社の内部監査室や監査役（以下“内部監査室等”と表記）が出張し子会社の業務・運営状況を確認・検証する内部監査の実施は困難な状況でもあり、マイツグループとして中国現地法人に対する内部監査のご依頼を受ける機会も増加している為、本稿では、現地法人における不正リスクの増大と内部監査やその重要性を説明します。

(1)　内部監査の重要性：コロナ禍で増大する不正リスク

近年、海外子会社を含む子会社の不正の急増と共に、経営に与えるインパクトも増加しています（図1、2参照）。更に、内部統制でいう“不正のトライアングル”の通り、コロナ禍では不正リスクが増大し易い状況です（図3参照）。これに対しては、日常的な“予防的統制活動”として、現地法人において以下等[ii]を実施されていると思います。

- 職務の分担：例）出納と記帳、購買発注と承認や受領部門の分離
- 物理的統制：例）承認済の従業員のみ入室可、パスワードの使用
- 業務状況のレビュー：例）標準原価計算と実績の差異分析の実施

更に、上記の活動に加え本社の内部監査室等が実施する内部監査＝“発見的統制活動”との両輪より、不正リスクの効果的な低減がより容易であり、実際、同監査による***不正発見の比率も極めて高い状況***です（図4参照）。

【図 1[iii]】

不適切会計企業 発生当事者別　（単位：社数は社、件数は件）

発生当事者		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
会社	社数	11	5	5	10	8	13	16	12	26	21	26	30	22
	件数	11	5	5	10	8	13	16	12	27	21	26	31	23
従業員	社数	5	9	4	7	5	5	7	9	4	4	6	12	12
	件数	5	9	4	7	5	5	7	9	4	4	6	12	12
役員	社数	4	2	5	6	4	6	5	4	2	5	6	3	1
	件数	4	2	5	6	4	7	5	4	2	5	6	3	1
子会社・関係会社	社数	5	8	10	8	11	11	9	27	25	23	16	25	23
	件数	5	8	10	8	11	11	9	28	25	23	16	27	24
合計	社数	25	24	24	31	28	35	37	52	57	53	54	70	58
	件数	25	24	24	31	28	36	37	53	58	53	54	73	60

【図 2[iv]】

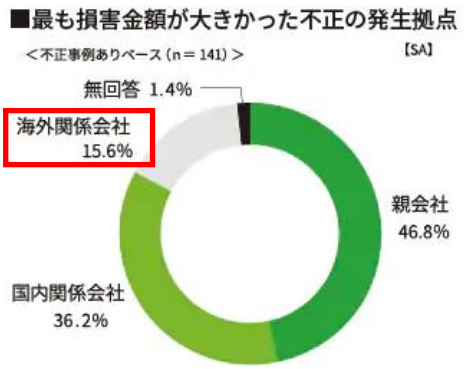

【図 3】不正のトライアングル

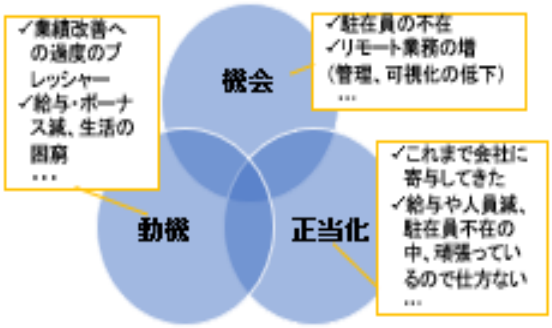

【図 4[iv]】不正の発覚・発見ルート（%）

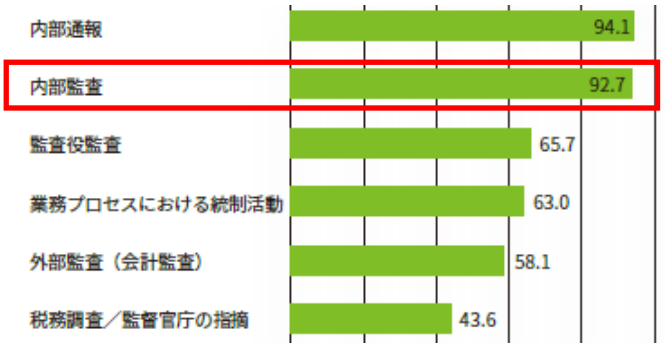

（出所）図 1:東京商工リサーチ調べ、図 2・図 4:デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社作成資料を基にマイツが編集、図 3:マイツが作成

(2) 業務監査とは？

内部監査には、会計監査以外に業務監査が含まれます。業務監査とは、企業の業務活動（購買・生産・物流・販売など）や組織・制度等に対する監査に加えて、取締役が行う業務の適法性や合理性などを判定するものであり、所謂 “会計監査以外の監査” を指します[v]。この為、対象範囲が多岐に亘り、以下のような各業務フローに対する横断的な観点からの確認・検証が必要となります。

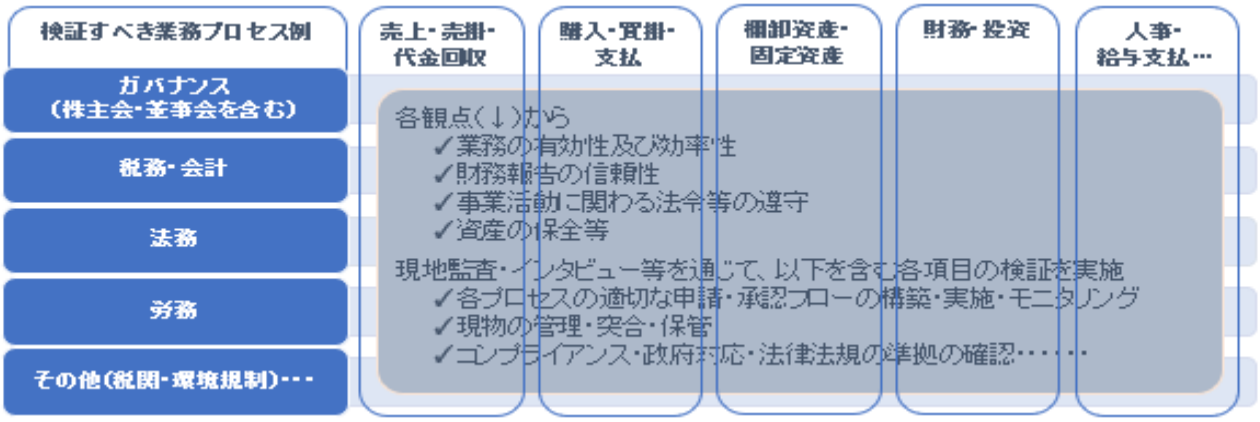

(3) 留意事項

中国現地法人に対する内部監査は、発票や “五険一金 ” から構成される社会保険を始め、各種の中国固有の慣習や地方規定の存在に加えて、実務運用なども考慮しつつ実施する必要があり、特に留意が必要となります。更に、より効果的な内部監査には、バイリンガルの従業員以外との積極的なコミュニケーションも望まれます。

また、内部監査を含む内部統制の留意事項として、例えば職務の分担をしても関連する担当者全員が共謀すれば不正の発見は困難であり、内部統制の整備及び運用に際しては費用と便益の比較衡量が求められる等、内部統制固有の限界があります[vi]。しかし、このコロナ禍において不正リスクが増大していることは間違いなく、本社にとり有効な子会社管理・統制活動の一つとして、現地法人に対する内部監査の重要性が高まっていると言えるでしょう。

マイツグループでは、中国各拠点において、訪中できない内部監査室等に代わり内部監査を実施し、更にご本社に対する TV 会議での報告会や調査報告書の提出も含めて対応しています。
また、内部監査室等が中国現地法人に対して策定される監査計画や、現地法人での現場監査のサポート等、各種ご支援も実施していますので、必要に応じて、宜しくお声掛けください。
【マイツグループ内部監査業務のご案内】
URL:http://www.myts.co.jp/new/2021/05/002113.html

---

[i] 中国への渡航の前提となる特別招聘状の発給状況や入国後の隔離措置等、コロナ禍での駐在員や出張者のビザ関連情報は下記 URL の JP マイツ通信及び過去のニュースレター（各マイツ通信ほか）をご参照願いたい。
URL:http://www.myts.co.jp/newsletter/03-jp-1/ ・ URL:http://www.myts.co.jp/newsletter/index.html
[ii] 統制活動には、上記に加えて情報処理（取引の正確性、網羅性、承認をチェックする統制）が挙げられる。
[iii] 図 1 の原典(2020 年 全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査企業の不正リスク調査白書 Japan Fraud Survey 2018-2020）の URL は下記の通り。
URL：https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210119_01.html
[iv] 図 2 と図 4 の原典（企業の不正リスク調査白書 Japan Fraud Survey 2018-2020）の URL は下記の通り。
URL：
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/risk/frs/jp-frs-jp-fraud-survey-2018-2020.pdf
[v] 日本内部監査協会は、内部監査を“組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動”等と定義している。(URL：
https://www.iiajapan.com/pdf/guide/IIAJ-final-Definition_of_Interna_Auditing.pdf)
[vi] 内部統制の固有の限界として、上記に加えて、人為的な単純な誤りや誤解、意思決定上の判断ミス、経営者自身による不正目的の為の内部統制の無視や無効、内部・外部環境の予期しない変化や不定形取引の発生等が挙げられる。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ
【URL】：http://www.myts.co.jp
【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324
【問い合わせ窓口】
篠原（しのはら） Email：yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。